

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十一月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年一月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次に掲げる書類」を「本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。以下同じ。）」に改め、同項各号を削る。

第四条第一項中「抄本」の下に「（外国人にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。以下同じ。）」を加える。

第七条第一項中「に、免許証」を「に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 法第八条の二第一号に掲げる場合 戸籍の謄本又は抄本
- 二 法第八条の二第二号に掲げる場合 本籍の記載のある住民票の写し及び免許証
- 三 法第八条の二第三号に掲げる場合 病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書

第七条第四項中「第八条の二第三号」を「第八条の二第二号」に改め、「限る。」の下に「若しくは第二項」を、「ときは」の下に「、当該二級建築士又は木造建築士（法第九条第二項の規定により免許を取り消されたときは、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）」を加える。

第二十六条中「規定する書類」を「掲げる書類」に改め、同条第一号中「次に掲げる書類」を「本籍の記載のある住民票の写し」に改め、同号ア及びイを削り、同条第二号中「前号ア及びイに掲げる書類」を「本籍の記載のある住民票の写し」に改める。

第一号様式中「戸籍の謄本（抄本）及び登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民

1 後見開始又は保佐開始の審判を受けていますか。

2 禁錮以上の刑に処せられましたことがありますか。

	あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の 規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の 免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日 5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の 処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第 1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建 築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたときは、その 停止の期間
票の写し」ビ	

いる□ いない□ ある□ ない□	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の
年 月 日 ある□ ない□	
年 月 日	

ある ☐ ない ☐	や
年 月 日 ある ☐ ない ☐	
年 月 日から 年 月 日まで	

ある ☐ ない ☐
----- 年 月 日
ある ☐ ない ☐
----- 年 月 日
ある ☐ ない ☐

規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたときは、その停止の期間
5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。

ひ『「戸籍照合」や「住民票照合」に答える。』

年 月 日から
年 月 日まで
はい□ いいえ□

第二号様式の三中

登録番号	
登録年月日	
生年月日	

登録番号	第
登録年月日	年 月 日
生年月日	年 月 日
講習受講履歴記載希望	有 ・ 変更無 ・ 無

写真
縦 4 . 5 c m
横 3 . 5 c m
裏面に氏名を
記入して、の
りで貼り付け
てください。

号	写真 縦 4 . 5 c m 横 3 . 5 c m 裏面に氏名及び撮 影年月日を記入し
---	--

て、のりで貼り付けてください。

に貼る。

第三号様式 中 「氏名を」 や 「氏名及び撮影年月日を」 に貼る。

第三号様式 中	「 2 後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと（法第7条第2号）。 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していないこと（法第7条第3号）。 4 法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していないこと（法第7条第4号）。
---------	--

「 2 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していないこと。 3 法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していないこと。 4 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなかったこと。
--

第五号様式 建築士試験受験申込書（一）中「□□□□□□」を「□」に改める。
木造

二級
第五号様式 建築士試験受験申込書（二）中

生 年 月 日				1	2	3	4
				明治	大正		

昭和
平成

を

生 年 月 日

を

「（該当する方

に○を付けてください。）（算用数字で丁寧に記入してください。）」や「（算用数字で丁寧に記入してください。）」と

「

を

「

に始まる。

」

第二号様式別紙一中 「2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にしを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入してください。

「2

を

」

3

全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にしを付紙に記入して添えてください。

生年月日は、和暦で記載してください。

けた上で、この書類に記入しきれない部分を別

「明治・大正

を

昭和・平成

年 月

「

を

年 月 日

に始まる。

」

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年十二月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の建築士法施行細則の規定により現に提出されている申請書等は、この規則による改正後の建築士法施行細則の規定により提出されたものとみなす。